

## みさと公園 行為許可申請について

みさと公園では、公園内で撮影（業として写真又は動画等を撮影すること）・イベント等の行為を実施する場合、行為許可申請が必要となります。

みさと公園内でこれらの行為を実施される方は、原則1週間前までに申請書を提出して下さい。

なお、内容・条件・規模によっては許可できない場合もございます。

（撮影が可能な日時は、平日の9時から17時まで）

まずは管理事務所（TEL048-955-2067）までお問合せ下さい。

### 「写真・動画等の撮影について」

1 写真・動画等の撮影を実施する場合は、下記の条件を必ずお守り下さい。

- ①一般来園者の公園利用を妨げない。
- ②許可範囲以外の場所には、立ち入らないこと。
- ③一般来園者にカメラ等を向けないこと。
- ④期間中の事故については、申請者の責任において処理すること。
- ⑤公園内の施設、樹木を破損しないようにすること。  
（破損した場合は、原状回復していただきます。）
- ⑥行為の終了後は、ゴミの後片付けに十分注意し必ず持ち帰ること。
- ⑦都市公園法、埼玉県都市公園条例及び許可条件を遵守すること。
- ⑧官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- ⑨公園係員の指示に従うこと。
- ⑩公園内へ車両を乗り入れないこと。  
（撮影等でどうしても必要な場合は、公園と相談して下さい。）

2 写真撮影料金

1時間 1, 570円（埼玉県内に住所を有する方）

※法人の場合は、会社の所在地が適用されます。

※県外の方は、1時間 2, 350円となります。

3 動画撮影料金

1時間 4, 500円（埼玉県内に住所を有する方）

※法人の場合は、会社の所在地が適用されます。

※県外の方は、1時間 6, 750円となります。

### 「その他の行為（大会・イベント等）について」

撮影以外の行為についても、同様の許可条件をお守り下さい。

「行為許可申請」をする際は、行為許可申請書の他に撮影内容がわかるもの（企画書・概要等）の提出が必要となります。